

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月10日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	保坂芳子君	副委員長	伊藤毅君
	谷口和男君		滝川美幸君
	小澤重則君		山本英俊君

欠席委員（なし）

傍聴議員（5名）

議長	清水正二君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		有泉庸一郎君
	内藤久歳君		

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	加藤文雄君	生活環境部長	剣持豊彦君
福祉部長	齊藤一己君	子育て健康部長	長坂千恵子君
保険課長	島田伸君	環境課長	酒井厚志君
敷島支所 市民地域課長	岸部俊一君	福祉課長	飯沼秀司君
長寿推進課長	相川泰史君	子育て支援 課長	戸澤文香君
健康増進課長	長田清美君	国民健康 保険税係長	有泉正恵君
国民健康保険 給付係長	藤田陽子君	高齢者医療・ 年金係長	八巻加奈君
環境保全係長	天野真君	生活環境係長	池田靖君
福祉健康係長	酒井紀子君	福祉総務係長	伊藤達郎君
障がい者自立 支援係長	樋川浩一君	障がい者生活 支援係長	大木貴子君

保護支援係長	田邊誠君	介護保険係長	赤松圭君
介護認定審査会 リーダー	石川剛君	児童係長	中込聡君
保育係長	小林悟君	健康企画係長	広瀬修君
保健指導係長	八巻千寿子君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋達巳	書記	森田公
書記	長田大地	書記	中込美智子

審査内容

1 条例審査

- 議案第87号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第88号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第89号 甲斐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件
- 議案第86号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件

2 補正予算審査

- 議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第93号 令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第91号 令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第92号 令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

3 その他

開会 午前 9時24分

○書記（長田大地君） ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に委員会付託をされました議案の審査を行います。初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

保坂委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） おはようございます。

今日もいいお天気で、本当に12月ですけれども何となく暖かいという感じ、そうはいつでもコロナは全く終息どころか増えているということで、油断はしちゃいけないなという感じしております。

今日も議案等慎重審議、どうかよろしく願いいたします。円滑な、スムーズな議事進行したいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思っております。

本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり会派の割当て人数により行います。割当て人数は、全会派1名とし、質問は1問、再質問は1回までとします。

審査に入る前にお諮りします。本日は、円滑な審査を行うために、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例審査を行います。

議案第87号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

戸澤子育て支援課長より説明をお願いします。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より議案第87号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案書の11ページから17ページ、また、議会資料の39ページから62ページになります。

まず、提案理由になります。

議案書の17ページをお願いいたします。

下段になります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、連携施設の確保義務の緩和等について所要の改正を行う必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものであります。

それでは、議会資料を用いまして、主立ったところの説明をさせていただきます。

資料39ページ、新旧対照表をお願いいたします。

最初に目次になります。

こちらにつきましては、条文第16条「食事の提供の特例」が新たに追加されたに伴います条ずれになります。

第5条第1項については、第16条第1項「食事の提供の特例」を新たに加えるものであります。

40ページをお願いいたします。

第6条第1項については、第16条「食事の提供の特例」を新たに加えるものと、資料41ページ、それに伴います条ずれになります。

次の同条第2項については、家庭的保育事業等によりまず代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認められる場合に、連携協力を行う者との間で役割分担や責任の所在が明確化されていることや、代替の措置が講じられていること、また、第3項では連携協力を行うものとしての適切な確保になりますが、第2項、第3項とも国の省令に合わせる形で

新たに加えるものであります。

42ページをお願いいたします。

第4項第1号及び第2号については、今般の国の省令改正によるもので、家庭的保育事業所において、3歳以降の受入先の確保の緩和に伴い、市町村等で2歳卒園後の保育所などの優先的な利用をできるようにするなどの措置を講じることで、連携施設の確保は不要とする改正となります。

次の第5項については、今回、国の省令に合わせる形で新たに加えるものであります。

43ページをお願いいたします。

第16条「食事の提供の特例」、搬入施設の規定になりますが、国の省令に合わせ、新たに加えるものです。

45ページをお願いいたします。

第17条から第22条までは改正に伴う条ずれになります。

次の第23条第1項ただし書中については、旧表では、「調理業務の全部を委託する」とだけしておりましたが、国の省令に合わせまして、「次の各号のいずれかに該当する」とし、第1号「調理業務の全部を委託する場合」及び46ページをお願いいたします。第2号「第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合」を新たに加えるものです。

46ページの以下については、条ずれに伴う改正になります。

48ページをお願いいたします。

第28条「設備の基準」になりますが、第7号、イに表中、「外気に向かって開くことができる」以下を、「附室（階段室）が同条第3項第2号に規定する」以下に改めるものですが、これは4階以上の階にある保育室の避難用屋内階段の構造について改正をするものです。

次の第29条第1項につきましては、第16条第1項の「食事の提供の特例」を国の省令に合わせまして新たに加えるものです。

49ページ、第3項になりますが、旧表「または看護師」を「看護師または准看護師」と改めるもので、これは保育士の職種の緩和によるものです。

次に、第31条になります。

こちらは、先ほどの第28条から第30条が小規模保育事業所A型における条文となりますが、第31条及び資料50ページ、第32条は、小規模保育事業所B型における条文となり、同様の箇所の改正となります。

第33条から、51ページ、第34条につきましては、小規模保育事業所C型における条文と

なり、同様の箇所の改正になります。

第37条「居宅訪問型保育事業」になりますが、第1項第4号中、「従事する場合」の次に、「または保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上、もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を新たに加えるものといたします。

次に、53ページをお願いいたします。

第43条「設備の基準」、資料55ページになります。

第44条「職員について」、また、資料56ページ、第45条「連携施設に関する特例」につきましては、保育型・保育所型事業所内保育事業所についてになりますが、先ほどの小規模保育事業と同様の改正になります。

59ページをお願いいたします。

附則第2条第2項になりますが、食事の提供の経過措置になります。こちらは国の省令に合わせた改正になります。

60ページ、第6条から61ページ、第9条になりますが、職員の配置に係る特例になりますが、こちらも国の省令に合わせた改正になります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） すみません。説明ありがとうございました。

基本的に国の法律が変わったからの改正だと思うんですけども、ちょっともう少し分かりやすく、何というんですか、甲斐市には例えばどうなるかという実例みたいなものを教えていただけますか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 現在、小規模保育園が甲斐市にもございますけれども、小規模保育園の場合は2歳まで園児のほうを扱う形になります。

今までは、2歳の後の3歳以降につきまして、必ずどちらかの保育園と契約をした形で、契約がないことには小規模保育園は建てられない、要するに認可はできないという形の中で、承認はできないという形の中でやっていたんですけども、そこが国のほうで緩和されて、例えば、契約は持たなくても必ずどちらかの保育園に行けるですとか、あと、市の基準

のほうの見直しをした形の中で対応するとか、そのようなものをした中で、小規模保育園については契約をもってしなくても保育園のほうが造れるという形の国のほうの改正になったんですが、ただ、現状、確保がされていないと保護者の方も不安になると思います。

それで、あくまでも国のほうの省令は変わりまして、うちのほうもそれに合わせた形ではやるんですけども、甲斐市の場合は、緩和されても本市といたしましては、連携保育園の確保の決定については今後も考えていきたいと思っておりますので、今後もしも小規模保育園等できた場合には、その辺のものをきちんとさせた中での、うちのほうで承認のほうさせていたいただきたいと思っております。

以上になります。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） ちょっと教えていただきたいんですけども、今の説明で先ほどよりも随分分かりましたけれども、今までは小規模保育園、これは普通の保育園に入れなかった場合の未満児とか2歳までの子供さんを預けた、これは認可ですね。

それで、それ以降は、2歳までなので、普通の保育園と本来は連携していて、親御さんも心配しないで行けるということですよ。だけれども、それができない場合もあるので、国の制度の見直しがあったという考え方でいいということですね。

それで、今までは必ずそれはスムーズに、甲斐市の場合は行けていたということでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 国のほうにつきましては、先ほどと同じになりますけれども、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を3歳以降もできる場合は小規模保育園等を認めるという形になっております。

甲斐市の場合は、今、ひよこ保育園、あと、げんきっこ保育園がそれぞれ小規模保育園としてございますが、ひよこにつきましては玉幡保育園と玉川保育園、また、げんきっこ保育園につきましては竜王大生園、あおば幼稚園、げんきっこ双葉3つと連携を取っている形になっておりますので、その辺は保護者の方も安心した形の中で入所のほうができると思います。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） ちょっと私、前に見学に行ったときがあって、西八幡のドクタービレッジの中にあります、あれは無認可でしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 小林係長。

○保育係長（小林 悟君） あちら、「遊」という認可外保育園になりまして、ドクタービレッジ内の医師とか看護師さんの従業員のためだけの認可外の保育施設になります。

○委員長（保坂芳子君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 認可外で、あそこから保育園なり幼稚園なり送り出していますよね。ある程度の年齢になったら。

〔「2歳まで」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 小林係長。

○保育係長（小林 悟君） 認可外ですので、ゼロ、1、2歳が対象になっております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） すみません。一応確認なんですけれども、国の方針は連携なくてもいいよという形なんですけれども、例えば、そういう連携ないときには、保護者側が自分でまた新たに保育園の希望を市等に出して、また選び直すという形になるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 国においても連携なしでもという形ではなくて、様々な対応策の活用により、引き続き3歳以降も見られるような状況であれば契約なしでという形になります。

ですので、受入先につきましては契約はなくても、今は契約行為で保育園とやっているんですけれども、その契約なくても、ここの保育園はうちの管轄になるから、そのまま行けるからということの中で対応できるという形になると思いますので、国においても決して2歳で切れてしまうというような形ではないと思います。

あとは、もしくは、ちょっとこの辺、私の推測になってしまうんですけれども、国とか東京のほうとかでは、3歳以降については、区とかそういうところで点数の見直しとかをして、小規模保育園から認可保育園のほうに行けるような形を、点数を足して、加える形の中で対応するような形を取っているかと思います。

うちの場合は今、小規模保育園、必ずもう玉幡なら玉幡で枠を空けてあるんですよね。で、点数はそのまんまなんですけれども、そこにもう行けるというルートになっているんですけれども、そこでかさ増しになっているのではないかなと思います。

以上になります。

○委員長（保坂芳子君） 伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） そうすると、恐らく甲斐市でも小規模保育というところが今後増えてくるんだと思うんですけれども、市としてはどういう、はっきりと、やっぱり甲斐市としては連携を取らなきゃ駄目だよと言うのか、もしくは、そっちの事業者さん側が様々な、うちはこのようにあるからというのを許可するのか、その辺はどのような形にしますか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 甲斐市としましても、決して保護者の不安につながるような入園はするものではないと認識しておりますので、そちらにつきましては契約のほうを必ずしていただいて、保育園の確保をしてくださいという形で、今のところは考えております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 子供さんが何人かいらっしゃって、上のお子さんが保育園とか行っている場合、下のお子さんがたまたまその保育園に未満児で入れなくて、こういう小規模のところに入れたときには、優先的に上のお子さんが行っている保育園に下のお子さんは預かっていただけますか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 兄弟の場合は、兄弟入所という形の中で加算の点数がございますので、そちらのほうで点数のほうが高くなるということで、入りやすくなると思われております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 入りやすくなる。必ず入れるじゃなくて、入りやすくなるということで、入れない場合もあるということですね。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） あくまでも保育園には受入枠というのがございますので、申し訳ございませんけれども、そこら辺はご理解いただきまして、入りやすくなるというこ

とでご理解ください。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 続いて傍聴議員の質疑を許します。

ありませんか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 基本的なことで申し訳ないですけども、家庭的保育事業所等というこの定義というのはどういうあれですか。家庭的事業所。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 家庭的保育事業というのは、家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業としております。

家庭的保育者、要するに保育ママと通称呼ばれているんですけども、その方の居宅、家ですね。その他、様々なスペースで行う事業になりまして、定員は家庭的保育者1人につき5名以下となっております。

○委員長（保坂芳子君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今この条例の見直しということなんですけれども、これのことについて、甲斐市の保育事業の中で特別影響があるという事業所というか、そういうのはどのくらいあるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 現在、甲斐市の中では家庭的保育事業を実施している事業はございません。

ですので、影響あるところはないと考えております。

○議員（内藤久歳君） ありがとうございます。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第87号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第87号を終わります。

次に、議案第88号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 続きまして、議案書の19ページ、議会資料の63ページをお願いいたします。

議案第88号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

まず、提案理由になります。

議案書19ページをお願いいたします。

下段になります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、連携施設の確保義務の緩和等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

令和元年10月1日から、国において幼児教育・保育無償化の施策が行われることに伴いまして所要の改正を行う必要がある。これが条例案を提出する理由であります。

附則といたしまして、公布の日から施行するものであります。

それでは、議会資料を用いまして、詳細説明をさせていただきます。

資料63ページをお願いいたします。

新旧対照表を使って説明のほうをさせていただきます。

第2条第23号中、法第43条第3項を、法第43条第2項に改めるものです。これは、子ども子育て支援法の一部改正に伴う引用条項の条ずれに伴うものとなります。

次に、第42条第4項中、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る「連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」とし、同号を第1項第3号に改め、同項に次の各号、1号、2号を加えるものといたします。

第1号、市長が児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子供を優先的に取り扱う措置、その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子供に係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう、必要な措置を講じているとき。

第2号、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときとなります。

この改正は、地域型保育事業所、ゼロ歳から2歳児の受入施設になりますが、そこを卒園後、3歳からの受入先確保のため、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とする見直しであります。

次に、同条第42条第5項中、前項の次に「同項第2号に係る部分に限る」を新たに加えるものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） すみません。

内容的には先ほどと同じだと思うんですけども、ここでのいう甲斐市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業とに対象する施設は甲斐市ではあるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 小規模保育園になりますので、ひよこと、あとげんきっこになります。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） 先ほどと重複するんですけども、結局、今、ひよこげんきっことは連携する保育所がもう既にあるから、既存の今の事業所には影響がない。

やっぱり、先ほど言うに、新たな新規事業者に対してのこういったことがあるというんだけれども、甲斐市はそれは認めませんという形で、甲斐市は結局状況は変わらないということですよ。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 条例のほうの改正はいたしますので、もしも契約とかできない、また、教育していただける保育園がないという事業所が今後出た場合は、うちのほうの今度、基準のほうの見直しをするという形で対応をしたいと考えております。

○委員長（保坂芳子君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第88号 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なしですね。

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第88号を終わります。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時53分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、議案第89号 甲斐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 改めまして、おはようございます。

よろしくお願いたします。

長寿推進課より今定例会に提出いたしました議案第89号 甲斐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件について説明をさせていただきます。

議案書は21ページになります。

今回の改正につきましては、厚生労働省の省令の改正に伴い、居宅介護支援事業所における管理者の要件について所要の改正を行うものでございます。

改正の趣旨でございますが、平成30年度の介護報酬改定の際の省令の改正の際、居宅介護支援事業所の管理者の要件は「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員でなければならない」と変更されましたが、介護人材不足等の理由により、以前、管理者が介護支援専門員である事業所が多いため、引き続き介護支援専門員を居宅介護支援事業所の管理者とすることができるものとするものでございます。

それでは、市議会資料の65、66ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、第5条の第2項でございます。

右側の旧の第2項では、「指定居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなけ

ればならない」とあるのを、今回の改正では、新の第2項の下線部「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる」に改めるものでございます。

続きまして、附則の第2項、管理者の資格要件に係る経過措置として、「平成33年3月31日まで」とあるものを、「令和9年3月31日まで」に改正するものでございます。

66ページをお願いいたします。

附則の第3項、第5条の措置を令和9年3月までとする猶予期間を定め、令和3年3月末における指定居宅介護支援事業所の管理者が介護支援専門員であった場合の継続を認めることを加えるものでございます。

なお、施行につきましては、附則の改正の一部を除き、令和3年4月1日を予定しております。

以上で改正案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） この介護支援専門員等を主任介護支援専門員へが、これは資格が違っているということなんですか。

○委員長（保坂芳子君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 介護支援専門員の上の段階が主任介護支援専門員になります。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 給料なんか、そういうのもやっぱり、これでいくと介護支援専門員が主任がいなかったらといって管理者になるわけですね。その場合、給与とかそういうのもやっぱり違って来るんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） あくまでもそれは運営している事業所の関係でございますので、私どもも分かりませんが、基本的には資格ですので、例えば資格要件とか、管理者でありますから、通常の職員とは、またその管理職の手当の部分とか、そういった面では多分違

いは出てくると思います。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 介護支援専門員と、それから今、両方、どちらでもいいということなんだけれども、この主任介護支援専門員というのは甲斐市にはどれぐらいいるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 甲斐市の資格要件を持っている方の人数については、ちょっとこちらのほうでは把握しておりませんが、甲斐市には居宅介護支援事業所が23事業所ございます。そのうち、主任の介護支援専門員を置いている、管理者としているところは12か所、ほぼ半分あるというような状況になっています。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると、今まで12か所で、今までそれが、主任がいなきゃ駄目だったというのがいなくてもいいようになったということは、その前ではほかの事業所に行って、半分と、それ以下は、今まではそれで営業していたということ。

○委員長（保坂芳子君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 先ほど説明したとおり、平成30年度の改正の時点で、介護支援専門員を管理者としているところがございます。それを引き続き、人材不足ということで、主任介護支援専門員になるには、介護支援専門員の実務を5年以上、それから研修を受けて、試験を受けて主任介護支援専門員になれると、なおかつ、5年たったところで、また更新の研修と試験を受けないとということの中で、やはりそういった介護の人材不足、それから高齢化等に伴って、主任介護支援専門員でない人も、要は人材不足というところなんです。という形の中で、介護支援専門員で事業所をやっているところ、まだ引き続き、現在のところ、市内においても11事業所ございます。

そういった方々の救済的な措置として、引き続き介護支援専門員であっても管理者として

令和9年3月末まで事業所の管理者をできるという今回の改正となっております。

以上です。

○議員（内藤久歳君） 分かりました。

○委員長（保坂芳子君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第89号 甲斐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第89号を終わります。

ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、議案第86号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

市民部保険課より議案第86号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

議会議案9ページ、10ページになります。

初めに、10ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されるとともに、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、併せて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

次に、改正の概要につきまして、議会資料30ページをお開きください。

甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の概要（議案第86号関係）によりご説明いたします。

1、第1条関係につきましては、低未利用土地等の譲渡に係る特例措置でございまして、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、国民健康保険税におきましても同様の措置を講じるものでございます。

条例改正箇所につきましては、附則第12項、第13項になります。

施行につきましては、令和3年1月1日からになります。

次に、2、第2条関係につきましては、軽減判定基準の見直しでありまして、低所得者に対する国民健康保険税の負担を軽減するため、世帯主及びその世帯に属する被保険者等の総所得金額が一定以下の場合に、国民健康保険税のうち、応益割（均等割額及び平等割額）について、その額の7割、5割、2割を軽減しているところでございます。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、この軽減措置に不利益が生じないようするため、また、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯が国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため、次のとおり見直しを行うものでございます。

米印であります、下から4行目になります。

一定の給与所得者は、給与収入が55万円を超える者と公的年金等の支給につきましては、65歳未満の者であって年金が60万円を超える者、または65歳以上の者であっては110万円を超える者になります。

現行の軽減判定所得につきましては、7割軽減基準額、基礎控除額が33万円。

5割軽減基準額、基礎控除33万円プラス28万5,000円掛ける被保険者数。

2割軽減基準額、基礎控除額33万円プラス52万円掛ける被保険者でございますが、改正後の軽減判定所得につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当部分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者等の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとなります。

7割軽減基準額は基礎控除額43万円プラス10万円掛ける（給与所得者等の数マイナス1）。

5割軽減基準額、基礎控除額43万円プラス28万5,000円掛ける被保険者数プラス10万円掛ける（給与所得者等の数マイナス1）。

2割軽減基準額、基礎控除額（43万円）プラス52万円掛ける被保険者数プラス10万円掛ける（給与所得者等の数マイナス1）になります。

条例改正箇所につきましては、第23条及び附則第10項になります。

施行につきましては、令和3年度1月1日からになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） 内容的には低所得者の方に減額をするという形だと思うんですけども、1条の未利用土地という、これはどういった内容になるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） この低未利用土地等の譲渡に係る特例措置でございますが、都市計画区域内にあります空き地などの有効活用を通じた当市の促進とか地域活性化に向け、令和2年度に税制改正がありまして、その適切な利用・管理を促進するための特例措置となっております。譲渡所得から500万円以下の土地を譲渡した場合については、長期譲渡所得から100万円の特別控除ができるというものでございまして、その特別控除100万円を控除した後の所得、この所得から国民健康保険税も計算するというものでございます。

○委員長（保坂芳子君） 伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） 結局、やっぱり減額になるような仕組みということですか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

- 保険課長（島田 伸君） はい。そのとおりでございます。
- 委員長（保坂芳子君） 伊藤副委員長。
- 委員（伊藤 毅君） 結局この改正というのはあれですか。やっぱりコロナに関わることでこういった改正になるんですか。
- 委員長（保坂芳子君） 島田課長。
- 保険課長（島田 伸君） コロナとはまた別の改正になります。
- 委員長（保坂芳子君） よろしいですか。
- ほかに質疑ありませんか。
- 滝川委員。
- 委員（滝川美幸君） ちょっと今のところで教えていただきたいのは、この低未利用地を譲渡した場合は、これは500万円以下の土地を譲与されたということは単発ですよ。だから、その年だけ年収が増えるということ、譲渡された方は。またその次の年からは、またどうなるんでしょうか。
- 委員長（保坂芳子君） 島田課長。
- 保険課長（島田 伸君） その譲渡所得が確定した翌年の確定申告をした後の年は、もうその申告はないことになります。
- 委員長（保坂芳子君） ほかに質疑ありませんか。
- 谷口委員。
- 委員（谷口和男君） これコロナと関係なしに恒常的になるということですよ。
- それで、今まで7割軽減の人たちというのは、それ以上軽減されるということはないんでしょうか。
- 委員長（保坂芳子君） 島田課長。
- 保険課長（島田 伸君） それ以上はございません。
- 委員長（保坂芳子君） よろしいですか。
- 質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（保坂芳子君） ほかに質疑がなければ、委員の質疑を終了します。
- 続いて、傍聴議員の質疑を許します。
- 秋山議員。
- 議員（秋山照雄君） すみません。

先ほどの低未利用地というのを、具体的に低未利用地は今、空き地だけと言ったんですけども、ほかに何か該当するような低未利用地はどういう土地か、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） 空き地とか耕作放棄地ということで、地域が苦慮されているような土地を指すというような定義となっております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第86号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第86号を終わります。

以上で条例審査を終了いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） それでは、そのようにいたします。

初めに、議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

初めに、保険課より、3款民生費、1項社会福祉費及び4項国民年金費並びに4款衛生費、1項保険衛生費について、一括で説明を求めます。

島田課長。

○保険課長（島田 伸君） 令和2年度一般会計補正予算（第7号）の保険課関係につきましてご説明いたします。

補正予算説明書18ページ、19ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、04後期高齢者医療特別会計繰出金131万2,000円の増額につきましては、事務費の増額に伴うものでございます。

内容につきましては、後期高齢者医療特別会計においてご説明いたします。

補正予算説明書22ページ、23ページをお願いいたします。

4項1目国民年金費、10国民年金事務取扱費27万円の増額につきましては、国民年金法施行令等改正に伴うシステム改修になります。

財源内訳につきましては、国からの国民年金市町村事務費交付金になります。

4款衛生費、1項保険衛生費、1目保険衛生総務費、10国民健康保険特別会計繰出金38万7,000円の増額につきましては、事務費の増額に伴うものでございます。

内容につきましては、国民健康保険特別会計においてご説明いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで保険課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、環境課より4款衛生費、2項環境衛生費及び3項清掃費について、一括で説明を求めます。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） おはようございます。

大変お疲れさまでございます。

環境課ですが、よろしくお願ひいたします。

それでは、環境課から一般会計12月補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては26、27ページの中段の4款衛生費、2項環境衛生費及び3項清掃費であり、補正予算説明書につきましては、24、25ページの上段からになります。

説明は補正予算説明書によりご説明させていただきますので、補正予算説明書24、25ページをご覧ください。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費につきましては、補正前の額1億4,882万1,000円に対しまして、44万7,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額を1億4,926万8,000円とするものであります。

財源内訳といたしましては、全額一般財源でございます。

内容につきましては、一般管理事業に予算計上しました親子環境ツアー事業に伴う随行職員の旅費3,000円について、コロナ禍の影響により事業となりましたので、減額するものです。

次に、犬猫不妊去勢手術費助成事業について、現在の補助支援制件数の状況から45万円の増額をお願いするものであります。

次に、4款衛生費、2項環境衛生費、2目環境保全費につきましては、補正前の額2億9,002万円に対しまして、2億1,855万8,000円の減額補正をお願いしまして、予算額を7,146万2,000円とするものであります。

財源内訳といたしまして、全額一般財源でございます。

内容につきましては、環境保全事業に予算計上しました環境講座、親子環境ツアーに係る経費について、コロナ禍の影響により事業中止となりましたので、29万5,000円を減額するものです。

また、昨日、バイオマス産業都市構想特別委員会でご審議いただいたバイオマス産業推進事業において、2億1,826万3,000円を減額するものです。

次に、4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費につきましては、補正前の額10億8,413万8,000円に対しまして、808万3,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額を10億9,222万1,000円とするものであります。

財源内訳といたしましては、全額一般財源でございます。

内容につきましては、一般管理事業にある自治会が設置するごみ収集小屋に対する補助事業が、今年度は例年より多く、現在も相談があるため、50万円の増額をお願いするものです。

次に、ごみ収集運搬事業について、コロナ禍の影響で4月から6月の一般ごみの収集量が例年より多かったことから、666万5,000円の増額をお願いし、また、指定ごみ収集袋制作費については、686万2,000円の入札差金が生じたことから減額をし、合計で19万7,000円を減額するものであります。

次に、資源リサイクル推進事業につきましても、コロナ禍の影響等により回収量が増加しており、133万8,000円の増額をお願いするものであります。

次に、広域事務組合負担金につきましては、峡北広域行政事務組合に対する負担金を714万7,000円増額するものであります。

この増額の主な内容は、組合がごみ処理施設の地元である龍岡町じんかい焼却場対策委員会及び龍岡町土地改良区と搬入道路新設整備、周辺環境整備に係る事業費負担金等について、平成26年3月に覚書を締結しております。

この覚書の中で、搬入道路新設の整備を、組合に代わり土地改良区が県の補助整備事業を用いて代替施行をすることとし、この県営事業費の土地改良負担分の金額と圃場の整備におけるコンクリート畦畔の工事費を周辺環境整備事業として組合が支払うこととしております。

しかし、覚書締結以降、物価等の変動に伴う人件費や資材及び歩掛の改定等により、覚書で規定する組合からの負担金では不足が生じるため、本年9月に対策委員会及び土地改良区から覚書改定の要望・要請が組合に提出がされました。

組合では、この覚書改定について、理事会、組合議会への説明を経て、対策委員会及び土地改良区と協議を行ってきたところ、今般、両団体から同意が得られたため、覚書を改定し、それに伴う負担金の増額を構成市へ示してきたところでございます。

これにより、今回増額補正をお願いするものであります。

次に、バイオマス活用推進事業は、コロナ禍の影響により学校給食がなかった4月、5月は、バイオマス資源センターを稼働停止としたため、機械リース料やメンテナンス委託料などの経費がかからなかったため、70万5,000円を減額するものであります。

以上、環境課に関わる一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） ちょっと教えていただきたいんですけども、犬猫不妊去勢手術助成費のところなんですけれども、補正でこれを上げてくるということは、やっぱり今こういうコロナ禍でペットを飼う人が増えているということなんですけれども、そういった数と何か連動しているということはあるのでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） おっしゃるとおり、コロナ禍の影響もあってペット飼われる方の多くなっているかと思います。

また、動物愛護法がこの6月1日に改正されて、飼育等、罰則等もかなり厳しくなっている、そんなようなことも影響しているのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の広域組合の負担金の件ですけれども、これまた新たに搬入道路の整備とかということで、覚書をもう一回見直してやったら、地元との協議がまた変わったという内容だと思うんですけども、そういう内容でいいの。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） まず、現ごみ処理場施設が平成15年頃建設されていると思うんですけども、まず平成12年に対策委員会のほうから龍岡町18号線、搬入道路道路という

ことで、そこの拡幅整備を要望されていたようでございます。

なかなか進まない中に、平成26年、先ほど言ったときに、進まない分を、新設道路とあ
とその周辺の農地、用地交渉がなかなか難航して進まなかったということから、県の圃場整
備事業を用いるということで、当時そのときが、考えられていたのが新設道路の建設費を2
億円、圃場整備というか周辺の環境整備を1億5,000万とした3億5,000万としていたとこ
ろ、最終的に圃場整備等の、今、換地計算等が進んだところから、負担金が当時3億5,000
としていたものが、最終的に6億7,000万というような事業費になったということで、それ
に伴う改定をしていただきたいということで、負担金も増えていったということになります。

○委員長（保坂芳子君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 負担金が増えて大変なんだけれども、結局それは、だからあそこのご
み処理場を開設するときにその計画はあって、それが県の事業とセットして構成自治体がそ
の金額を確保するために改めてこの補正をやって、構成市があるよね、そこが負担をして事
業を、今から道を造るということだね、県の事業として。そういうこと。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今現在、圃場整備等がされていて、道路等が新設でされていくと
いうことになります。

○委員長（保坂芳子君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで環境課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時35分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、敷島支所市民地域課より、4款衛生費、1項保健衛生費について説明を求めます。

岸部敷島支所市民地域課長。

○敷島支所市民地域課長（岸部俊一君） お疲れさまでございます。

敷島支所市民地域課から今回の補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書22、23ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のナンバー23敷島保健福祉センター事業21万2,000円の減額をお願いするものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、敷島保健福祉センターの歩行浴プール、軽運動室を4月4日から6月4日まで52日間臨時閉鎖いたしました。そのため、シルバー人材センターに夜間受付を業務委託している52日間、21万2,000円の減額補正でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、敷島支所市民地域課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、子育て支援課より、3款民生費、2項児童福祉費について説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18ページから23ページになります。

初めに、18ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。

19ページの説明欄をご覧ください。

10児童福祉諸費301万5,000円の増額補正であります。

内訳といたしまして、昨年10月から実施されております乳幼児、幼児教育・保育の無償化において大幅な制度改正が行われたことに伴いまして、今年度、改めまして業務マニュアルを整備いたします委託料253万円並びに令和元年度新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、市内公立・私立保育園等において消毒液などを購入した経費に対し、国庫補助金の精算に伴います返還金48万5,000円の合計になります。

財源内訳ですが、業務マニュアルの整備委託費に対しましては、幼児教育・保育の無償化実施円滑化と事業費補助金として10分の10県負担となっております。

次に、12次世代育成支援対策事業16万8,000円の減額補正であります。

これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ファミリーサポートセンター会員交流事業のクリスマス会などの中止によります事業費16万8,000円の減額補正をお願いするものです。

財源の内訳ですが、国・県とも地域子ども子育て支援事業交付金、それぞれ3分の1及び一般財源を減額するものです。

次に、19養育医療費助成事業162万5,000円の増額補正であります。

これは、未熟児養育医療費助成対象者の増加に伴い、当初予定しておりました医療費助成額が不足するため、162万5,000円の増額補正をお願いするものです。

財源内訳ですが、養育医療費負担金といたしまして国が2分の1、県が4分の1の補助となります。

次に、18ページ、2目児童措置費になります。

19ページをお願いいたします。

01児童手当241万4,000円の増額補正であります。

こちらは、令和元年度給付実績の確定に伴いまして、国庫負担金を返還するものであります。令和元年度は、中学生までの世帯6,170世帯、また9,822人へ支給をいたしました。

財源は全て一般財源となります。

次に、18ページ、3目母子福祉費になります。

19ページをお願いいたします。

01ひとり親福祉事業139万9,000円の増額補正であります。

こちらは、高等職業訓練促進給付金の利用者が7人から8人に増員となったことによる120万円の増額と、母子家庭等対策総合支援事業におきまして、令和元年度給付実績の確定に伴いまして国庫負担金の返還金19万9,000円の合計となります。

財源になりますが、高等職業訓練促進給付金に対しまして、国の母子家庭等対策総合支援事業費補助金といたしまして、4分の3の補助となります。

次に、03児童扶養手当47万3,000円の増額補正であります。

こちらは、令和元年度支給いたしました未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の実績の確定に伴います国庫補助金の返還金となります。

財源内訳は全て一般財源となります。

21ページをお願いいたします。

04助産母子生活支援事業60万の増額補正になります。

これは、令和元年度児童入所施設措置費等の給付実績の確定に伴いまして、国庫負担金を返還するものであります。

財源は全て一般財源となります。

次に、20ページ、4目保育所費になります。

21ページをお願いいたします。

01保育園関係職員費になりますが、財源内訳にあります山梨子育て応援事業県補助金の実績見込みに伴います減額における一般財源との財源更正になります。

次の10市内保育所事業390万7,000円の減額補正であります。

これは、市内保育園の利用定員数の削減に伴うものや、市内保育園を利用する園児数の減少による減額補正になります。

次の11広域保育事業2,990万2,000円の減額補正になります。

広域保育につきましては、当初予算積算時に受入枠数の見込みがつかないため、昨年度の当初予算ベースで計上しておりますが、12月補正におきまして、今年度利用実績見込みで減額補正をするものです。

財源内訳になりますが、先ほどの市内保育所事業、また、広域保育事業とも減額に伴う国・県負担金などの減額になります。

続きまして、12特別保育事業761万3,000円の減額補正になります。

これは、光学園で実施しております地域子育て支援拠点事業「ヤンチャリカ」への補助金

の国基準単価の増額に伴います増額補正11万8,000円と、幼稚園・認定こども園等の預かり保育事業において当初予定をしておりました利用者が減少したことによります子育てのための施設等利用給付交付金1,249万5,000円の減額と、あと、令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金の給付実績の確定に伴います国県交付金返還分476万4,000円を増額する、合計761万3,000円の減額補正をお願いするものです。

財源内訳ですが、地域子育て支援拠点事業として、国・県3分の1の補助、また、子育てのための施設等利用給付交付金として、国が2分の1、県が4分の1の補助となります。

次の13認定こども園等事業2億218万8,000円の増額補正になります。

これは、当初予算積算時よりも認定こども園等を利用する園児が約140人増員となったことや、また、国の公定価格の上昇、処遇改善等、加算分の増加に伴います4月からの実績額と3月までの給付支払額を見込み、補正をお願いするものであります。

財源については、国・県の教育・保育給付負担金及び地方単独費用補助金の増額、山梨子育て応援事業補助金については、実績見込みに伴います減額となっております。

次の20竜王北保育園費、21竜王東保育園費、それぞれ7万円の減額補正になります。

これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりました事業費の減額補正になります。

次の23竜王西保育園費66万7,000円の減額補正になりますが、これは、定員の149名に満たない月があったことによります保育園運営費の減額78万5,000円と、地域子育て支援拠点事業「こあら」におけます国の基準単価の増額に伴います11万8,000円の増額補正になります。

財源の内訳になりますが、地域子育て支援拠点事業分といたしまして、地域子供・子育て支援事業交付金が国・県とも3分の1となります。

また、山梨子育て応援事業補助金につきましては、実績見込みによる減額となります。

次の24竜王中央保育園費7万円、23ページの25敷島保育園費11万4,000円、27双葉西保育園費8万1,000円の減額補正は、それぞれ新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した事業費の減額補正になります。

次に、22ページ、5目児童館費になります。

23ページをお願いいたします。

10児童館総務管理費20万6,000円の減額補正になります。

こちらにも新型コロナウイルス感染拡大の影響により、毎年実施をしております児童館合同

行事であります乳幼児教室、運動会の中止など、事業費の減額補正になります。

次の11放課後児童健全育成事業912万9,000円の増額補正になります。

これは、令和元年度給付実績の確定に伴います国庫負担金を返還するものであります。

財源は全て一般財源となります。

次に、22竜王東児童センター253万円の増額補正になります。

これは、竜王東児童センターのプレイルームの天井が雨漏りをしており、天井裏の電気系統付近に及んでいることから、現在は応急処置をしておりますが、危険性を鑑み、早急に屋根防水工事を行う必要があることから、増額補正をお願いするものです。

財源につきましては、国及び県の地域子ども・子育て支援事業交付金として3分の1の補助となっております。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 21ページの市内保育園事業の390万円の減額、これ保育の定員が減ったのか、あるいは定員割れの保育園があるのか、どういう事情なんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 市内の私立保育園につきましては、利用定員の見直しをして、実際の利用定員数を減にしているところが何園かございます。それに伴いまして運営費のほうが増減になりましたが、ただ、実際に利用定員を減らすと、そのままイコール金額が減るのではなくて、単価が増えるという現象も起きておりますので、それで若干の減額という形で計上させております。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

○委員（谷口和男君） はい。

○委員長（保坂芳子君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで子育て支援課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、健康増進課より、4款衛生費、1項保健衛生費について説明を求めます。

長田健康増進課長。

○健康増進課長（長田清美君） よろしくお願ひいたします。

健康増進課から12月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の22ページから25ページになります。

それでは、22ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。42万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源は一般財源になります。

内訳は、23ページ、01予防接種事業になります。

内容は、令和元年度感染症予防事業費等国庫補助金の返還金でございます。風疹の感染拡大防止対策として、平成31年4月から3年間実施する風疹抗体検査及び風疹予防接種に係る国庫補助金で、令和元年度分の実績に基づく返還金になります。

続きまして、22ページに戻っていただき、3目健康推進費でございます。287万5,000円を減額補正するものでございます。財源は一般財源になります。

内訳は、23ページ、01母子保健事業として86万円の増額で、内容は令和元年度母子保健衛生費国庫補助金の返還金でございます。日帰り型及び宿泊型産後ケア事業に係る経費や産婦健診の委託料等の令和元年度実績に基づく返還金になります。

続きまして、02健康増進事業として359万9,000円の減額でございます。

内容は、毎年、総合検診の中で歯科医師や歯科衛生士による歯科健康相談を実施しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止として、歯科健康相談を見合わせたこ

とによる歯科医師等の報償費及び地域の公民館等で予定をしていました栄養学習会の実施の見合せによる需用費の減額になります。

次に、03食生活改善事業として13万6,000円の減額でございます。

内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止として食生活改善推進員育成のための学習会や食育教室等、集団で行う各種教室の開催内容を見直ししたことによる人件費、報酬の減額になります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） 予防接種のところですけども、風疹抗体検査というんですけども、これ利用率というか、そういったものはどのぐらいなのでしょう。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 元年度につきましては、対象者4,226人おりまして、そのうちの1,039人、25%程度が風疹の抗体検査を受けております。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） いいですか。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） 対象になる方には、例えばこれ、何というんですか、こういうことをやっているということが知れていないのか、それともあんまりそういう意識が低いのか、どういうふうに分かっていますか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 対象になる方には、全員にクーポン券を配布しまして、通知と一緒に周知をさせていただいております。

ただ、風疹の抗体検査及び予防接種につきましては、以前、風疹にかかったことのある方につきましては、接種、あるいは検査の対象から外れてきますので、そういった方もいらっ

しゃるかと思えます。

そしてまた、接種する場所は、個人の病院にも委託をさせてもらっていますが、そのほか各種健康診断を実施するところでも実施ができるように整備を整えておりますので、希望する方については受けていただけるような形になっております。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで健康増進課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、福祉課より、3款民生費、1項社会福祉費及び3項生活保護費について、一括で説明を求めます。

飯沼福祉課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、福祉課から今回の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

16ページ下段ですが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のナンバー20一般管理費事業におきまして145万2,000円の減額補正をお願いするもので、財源は全て一般財源となります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして中止となりました新任ケースワーカーの社会福祉主事宿泊研修経費の不用額を8節旅費に、また、来年度に延期となりました甲斐市戦没者慰霊祭の開催経費の不用額を10節需用費、11節役務費、12節委託料にそれぞれ計上し、減額をお願いするものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費のナンバー01自立支援給

付事業におきまして、2,344万2,000円の増額補正をお願いするもので、財源は全て一般財源となります。

内容といたしましては、昨年度に交付を受けました障がい者自立支援給付費及び障がい児通所給付費に係る国庫負担金が確定した結果、受入済額が実績額を上回ったため、その差額を返還金として、18ページ、19ページをお願いいたします。19ページの上段、22節償還金利子及び割引料に計上し、増額をお願いするものでございます。

次に、同じく2目障害者福祉費のナンバー02自立支援医療事業におきまして、905万4,000円の増額をお願いするもので、財源は全て一般財源となります。

内容といたしましては、昨年度交付を受けました障がい者医療費の更生医療助成、育成医療助成、療養介護医療助成に係る国庫負担金及び県負担金がそれぞれ確定をした結果、受入済額が実績額を上回ったため、その差額を返還金として、22節償還金利子及び割引料に計上し、増額をお願いするものでございます。

続きまして、ナンバー03地域生活支援事業自立支援におきまして、24万円の減額補正をお願いするもので、財源は国・県の地域生活支援事業費補助金、それ以外は一般財源となります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、手話奉仕員養成講習会につきましては、4月から来年3月までの12か月間、年41回の開催を予定しておりましたが、当初の計画を縮小し、10月から6か月間、年20回に変更して実施をしておりますが、その事業縮小に伴う不用額を12節委託料に計上し、減額をお願いするものでございます。

続きまして、ナンバー12障がい者生活支援諸費におきまして、33万円の減額補正をお願いするもので、財源は全て一般財源となります。

内容につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、夏休み期間中に実施を予定しておりました障がい児学童支援事業が中止となったため、事業中止に伴う不用額を委託料に計上し、減額をお願いするものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

22ページの中段でございますが、3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費のナンバー01生活保護総務費におきまして、9,475万円の増額をお願いするもので、財源は全て一般財源となります。

内容といたしましては、昨年度交付を受けた生活保護費等国庫負担金、生活困窮者自立相

談支援事業費等国庫負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金がそれぞれ確定をした結果、受入済額が実績額を上回ったため、差額を返還金として、22節償還金利子及び割引料に計上し、増額をお願いするものでございます。

福祉課が計上いたしました補正予算の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） ごめんなさい。探しているんですけども。

さっき障がい者の事業がコロナの影響で、放課後事業が減額になっているということですが、その間に障がい者の児童はどういうところで、例えば見てあげたんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

障がい者の事業につきましては、夏休みの期間中に計5日間、事業実施を本来ではする予定でございました。バスの外出を3日間、それから、保健センターで調理教室ですとか工作教室等を行う予定でございましたけれども、実施ができませんでしたので、ご自宅で過ごされたというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで福祉課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時08分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、長寿推進課より、3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、引き続き長寿推進課より今定例会に提出させていただきました一般会計補正予算（第7号）の長寿推進課関係の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、16の介護保険特別会計繰出金、補正額1,241万3,000円の減額という内容でございます。

補正の内容でございますが、4つございます。

まず、①としまして、介護保険事務費の繰出金につきましては98万6,000円の補正増となります。内容につきましては、郵便料、それから介護認定審査会のシステム改修費の増額及び介護認定調査費の減額の合計となっております。

もう1点が、介護給付費の繰出金226万5,000円の補正増になります。

これは、また介護保険特別会計でお話をさせていただきますが、介護給付費に係る市の提出分の負担分でございます。

続きまして、低所得者保険料軽減負担金過年度分の59万6,000円の補正増でございます、これは令和元年度の精算に伴う負担金でございます。

最後に、低所得者保険料軽減負担金現年度分でございますが、1,626万円の減額となります。

この4つの合計額が今回補正減します1,241万3,000円の内容となります。

なお、このうち最後に説明いたしました低所得者保険料軽減負担の減額補正でございますが、昨年の消費税改定に伴い、低所得者の保険料の軽減を行っておりますが、その内容につきましては、11段階ある保険料の区分のうち、第1段階から第3段階までの方の保険料を一定の率で軽減するもので、軽減分は国が2分の1、県と市が4分の1補填するものでございます。

今回、令和2年度当初予算の編成におきまして、保険料の軽減分の補填額を計算するに当たり、国の軽減前の基準率から計算した保険料額から、今回の軽減率から算定した保険料を

引いて計算しましたが、国からの指示により、平成30年度時点で市が運用していた軽減率から算定した保険料額から、今回の軽減率から算定した保険料額を引いて計算するという指示がありましたので、今回、減額補正をさせていただくものでございます。

具体的に説明しますと、第1段階の軽減率の場合、国基準は0.5でございましたが、甲斐市は独自に0.45を適用しておりました。今回、第1段階の軽減率が0.3として当初予算を編成しましたが、国基準を用いた0.5から0.3を引いた0.2の分の補填で予算を計上しましたが、市の独自の軽減率を適用しました0.45から0.3を引いた0.15で計算すべきという指示がございました。その差の分の0.5に相当する金額を、今回減額補正するものでございます。

これにつきましては、第2段階の区分も同様に再計算したところでございます。

なの、今回の軽減分の減額分は特別会計の一般財源、保険料を充当し、後ほどまた特別会計のときに説明をさせていただきますが、財源更正をさせていただきます。

以上の4つの点の内容のトータルとしまして、1,241万3,000円の減額補正となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで長寿推進課関係の質疑を終了します。

以上で、議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第90号を終わります。

引き続き、議案第93号 令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

今定例会に提出させていただきました議案第93号 令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

議案書は45ページになります。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,753万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を48億1,629万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書の64、65ページをお願いいたします。

初めに、歳入について説明させていただきます。

1款保険料、1項保険料、1目第1号保険者保険料、補正額2,042万7,000円につきましては、現年度分の普通徴収の保険料の増額補正となります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、補正額36万4,000円は、介護認定審査会を構成します中央市、昭和町からも審査会の運営に係る負担金で、介護認定審査会のシステム改修に係る費用の負担金でございます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額452万8,000円につきましては、後ほど歳出で説明させていただきますが、介護給付に係る増額補正に伴う国の定率負担となります。

2項国庫補助金、4目地域介護福祉空間整備等交付金、補正額119万8,000円は、介護施設の災害対策に関する施設整備等に関する補助金で、今回は給水対策として井戸の掘削に係

る補助金となっております。

次に、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金、補正額481万9,000円は、後ほどまた歳出で説明させていただきますが、介護給付費の増額補正に伴う診療報酬支払基金からの定率の交付金でございます。

2節過年度分介護給付費交付金、補正額704万2,000円は、令和元年度分の介護給付に係る診療報酬支払基金の定率負担分の精算に伴う交付金でございます。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費交付金、補正額226万4,000円は、歳出で説明させていただきます介護給付費の増額補正に伴う件の定率負担金となっております。

2項県補助金、3目介護基盤整備等事業費補助金、補正額1,188万円の減額。

続いて、4目介護基盤開設準備等事業費補助金、補正額3,215万6,000円の減額につきましては、当初予算において、定期巡回、随時対応型訪問介護看護施設の整備に関する予算を計上しておりました。これにつきまして公募を行いました。応募がありませんでしたので、今回の歳出において補助金の減額を行うに当たり、県補助金も併せて減額するものでございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額226万5,000円は、介護給付費の増額補正に伴う市の定率負担分となっております。

66、67ページをお願いします。

4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金、補正額1,626万円の減額となります。

一般会計補正予算の際に説明しました低所得者の保険料の軽減に係る繰入金の減額となっております。

2節過年度分低所得者保険料軽減繰入金、補正額59万6,000円は、令和元年度分の低所得者の保険料軽減の精算に伴う国、県、市の追加負担の繰入金となっております。

5目その他一般会計繰入金、補正額98万6,000円は、介護保険事務や介護認定審査会の事務に係る一般会計からの繰入金になります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額8,326万9,000円は、令和元年度分の繰越金の一部を今回補正するものでございます。

続きまして、68、69ページをお願いします。

続いて、歳出について説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、03事務所費、補正額46万7,000円は、介護事業所の台帳システムの改修に関する委託費用のほか、郵送料の補正となっております。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、01賦課徴収費、補正額21万8,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る郵送料の補正となります。

3 項認定調査等費、1 目認定調査等費、01認定調査等費、補正額27万円の減額は、新型コロナウイルス感染対策の一環として、介護認定の更新期間の自動延長措置が行われ、そのため、認定調査の件数が減ったことによる調査手数料等の減額補正となります。

4 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、補正額93万5,000円は、介護認定審査会で使用しております介護認定システムの改修委託費用となります。

5 項地域介護福祉空間整備費等補助金、1 目地域介護福祉空間整備費等補助金、補正額4,178万8,000円の減額は、歳入で説明させていただきましたが、介護施設の災害対策用の井戸掘削に係る補助金224万8,000円の増額補正及び本年度施設整備とならなかった定期巡回、随時対応型訪問介護看護施設整備費補助金及び看護小規模多機能型居宅介護施設の補助金を交付しましたが、残額が出ましたので、合わせて、4,403万6,000円の減額補正の合計額となります。

70、71ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費から4目の居宅介護サービス計画等給付費につきましては、歳入で説明させていただきました低所得者の保険料軽減に係る負担金の減額補正に伴い、特定財源から一般財源に財源更正を行うものでございます。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、01介護予防サービス等給付費、補正額799万3,000円、02介護予防福祉用具購入等費、補正額40万1,000円、72、73ページをお願いいたします。

03の介護予防住宅改修費、補正額40万円は、各介護予防サービス事業において当初予算を上回る給付額が今後見込まれるため、不足額を補正させていただくものでございます。

併せて、低所得者の保険料軽減に係る負担金の減額補正による財源更正を行います。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費につきましては、低所得者の保険料の軽減に係る負担金の減額補正に伴います財源更正のみとなっております。

3 目介護予防サービス計画等給付費、01介護予防サービス計画等給付費、補正額219万2,000円は、要支援認定者のケアプランの作成料において、当初予算を上回る件数が見込ま

れるため、不足額の補正をお願いするものでございます。

また、低所得者の保険料の軽減に係る負担金の減額補正に伴います財源更正を行うものです。

3項その他諸費、1目審査支払手数料は、低所得者の保険料軽減に係る負担金の減額補正に伴います財源更正のみとなっております。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、01高額介護サービス費、補正額699万8,000円は、要介護認定者が介護サービスを利用した際、自己負担が上限額を超えた場合、超えた分を利用者に給付するものでございますが、当初予算を上回る給付が今後見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

併せて、低所得者の保険料の軽減に係る負担金の減額補正による財源更正を行います。

74、75ページをお願いいたします。

4項2目高額介護予防サービス費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、低所得者の保険料軽減に係る負担金の減額補正に伴います財源更正のみとなっております。

2目高額医療合算介護予防サービス費、01高額医療合算介護予防サービス費、補正額13万1,000円は、要支援認定者が1年間に支払った医療費と介護サービス利用料の合計額が限度額を超えた場合、その超えた分を利用者に給付するものでございますが、当初予算を上回る見込みのため、補正をお願いするものでございます。

併せて、低所得者の保険料軽減に係る負担金の減額補正に係る財源更正を行います。

7項特定入所者介護サービス等費の1目、2目につきましては、低所得者の保険料軽減に係る負担金の減額補正に伴います財源更正を行うものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目国庫支出金等償還金、01国庫支出金等償還金、補正額8,828万3,000円につきましては、令和元年度分の介護給付費等の精算に伴います国・県、診療報酬支払基金に対する返還金となっております。

76、77ページをお願いいたします。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、01以下繰出金、補正額157万4,000円につきましては、令和元年度分の一般会計からの繰入金の精算に伴う返還金となります。

以上、介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第93号の質疑を終了します。

これより議案第93号 令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、
討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第93号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第93号を終わります。

ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

引き続き、議案第91号 令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を
議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 議案第91号 令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明いたします。

議案33ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,962万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億6,535万3,000円とするものでございます。

次に、補正予算説明書42、43ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分843万円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分270万8,000円の減額、3節介護納付金分現年課税分143万4,000円の減額、合計1,257万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染に係る国民健康保険税減免額でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節災害臨時特例補助金754万3,000円の減額は、国民健康保険税減免額の6割分の国庫補助金でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目2節保険給付費等交付金特別交付分15万5,000円の増額の内訳につきましては、国民健康保険税減免額の4割分の交付金502万9,000円の増額及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました特定健診受診率向上事業交付金487万4,000円の減額の合計でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金38万7,000円の増額は、事務費繰入金でございます。

2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金436万4,000円の減額は、第三者納付金に伴う減額でございます。

7款1項1目1節繰越金9,410万7,000円の増額は、令和元年度からの繰越金でございます。

8款諸収入、2項雑入、2目1節一般被保険者第三者納付金436万4,000円の増額は、事故等における第三者請求による納付金でございます。

次に、歳出につきましてご説明します。

44、45ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費33万5,000円の増額は、事故等の保険給付に該当しない第三者行為に伴う国保連合会への求償事務手数料及び県の情報集約システム手数料でありまして、財源内訳のその他は、職員給与等繰入金でございます。

2 目連合会負担金5万2,000円の増額は、国保連合会への負担金でありまして、財源内訳のその他は職員給与費等繰入金でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3 項1 目介護納付金分は、歳入でご説明いたしました新型コロナウイルス感染に係る国民健康保険税減免額について、国の財政支援に伴い一般財源から国県支出金へ財源更正を行うもので、国の災害臨時特例補助金が6割分、県の保険給付費等交付金が4割分でございます。

また、介護納付金分27万2,000円の増額は、平成30年度、平成31年度の納付金算定における国の計数誤りについて、今回追加納付額が決定されたことから、補正を行い、対応するものでございます。

6 款保険事業費、1 項1 目特定健康診査等事業費487万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、特定健康受診率向上事業を中止したことによる減額でありまして、財源内訳の国県支出金、保険給付費等交付金特別交付分の減額となります。

46、47ページをお願いします。

7 款1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金9,383万5,000円の増額につきましては、前年度繰越金を積立てするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 歳入の保険料減免分で1,257万円ですか。

○委員長（保坂芳子君） ページをちょっと。

○委員（谷口和男君） 42ページです。

保険税の1,257万2,000円、これが保険料を減額した分ですよね。それはきっちり国と県から入ってきたということですか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） これにつきましては、この金額を国に申請しまして、今後交付されることとなります。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、まだ国・県からは来ていないということですね。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） はい。そのとおりでございます。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 46ページの財政調整基金積立金ということで補正が入っているんですけども、この積立金は増えるのでしょうか、減るのでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） 平成31年度に税率の引下げを行い、その基金を繰入れしながら運営をしていくということになりますので、減っていくこととなりますが、たまたま繰越金が今回積み立てるということで、補正のほうをさせていただいております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） ないですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第91号の質疑を終了します。

これより議案第91号 令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第91号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第91号を終わります。

引き続き、議案第92号 令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 議案第92号 令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

議案の39ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,529万円とするものでございます。

補正予算説明書の54、55ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、事務費繰入金131万2,000円の増額につきましては、システム改修費の8割分を繰入れするものでございます。

4款1項1目1節繰越金93万4,000円の増額は、令和元年度からの繰越金でございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度国庫補助金、1節高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金32万8,000円の増額につきましては、3款繰入金でご説明したシステム改修費の国庫補助金でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

56、57ページをお願いいたします。

1款総務費、2項1目徴収費164万円の増額は、税制改正に伴うシステムの改修委託料でございます。

財源につきましては、国・県支出の高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金32万8,000円及びその他の一般会計繰入金131万2,000円でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金92万円については、令和元年度出納整理期

間における保険料収入額を広域連合へ納付するものであります。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金1万4,000円の増額は、令和元年度の精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第92号の質疑を終了します。

これより議案第92号 令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第92号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第92号を終わります。

以上で補正予算審査を終わります。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他に入ります。

委員より、その他ありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 事務局から、その他ありましたら、お願いします。

〔「特にございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、その他を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分